

お知らせ

産前産後期間中の国民健康保険税が軽減

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険の被保険者が出産する際に、出産した方に係る産前産後の保険税（所得割・均等割）を一定期間軽減する制度が創設されました。

【対象者】 国民健康保険に加入している方で、令和5年11月1日以降に出産した方または出産予定の方
※出産とは、妊娠85日以上（死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含む）をいいます。

【対象期間】 出産（予定）日の属する月の前月から4か月間。多胎妊娠の場合は出産（予定）日が属する月の3か月前から6か月間。

※軽減対象となるのは令和6年1月以降分の保険税のため、軽減期間が4か月（多胎の場合は6か月）とならない場合があります。

【軽減内容】 出産予定または出産した方に係る軽減対象期間中の国民健康保険税の所得割および均等割分
※すでに保険税の限度額に達している場合は、軽減とならない場合があります。

【届出と必要書類】 届出は出産予定日の6か月前から。出産後でも可能です。郵送等での届出も可能です。

- ・産前産後期間に係る保険税軽減届出書
- ・本人確認書類（保険証、免許証、マイナンバーカード等）
- ・母子健康手帳など出産（予定）日や妊娠の状況が確認できるもの

【問】 住民課国保・後期高齢者医療係（☎23-2467）

読んで得する年金の話

【ねんきんネットから国民年金保険料が納付できます】

納付できる保険料は、前月分以前の国民年金保険料と追納の申込みが承認された期間の保険料で、前納など当月分以降の保険料は納付できません。お手元に納付書がなくても納付ができます。納付方法は日本年金機構HP（下記QRコード）をご確認ください。

【口座振替の前納がお得です】

国民年金保険料の納付は、現金納付よりも割引額が多い「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」があります。前納は受付期限があるので、ご希望の方は2月末までに、納付書または年金手帳、通帳・金融機関届出印を持参のうえ、口座振替をする金融機関または年金事務所、戸籍年金係窓口へ申し出ください。

【社会保険料控除証明書について】

令和5年10月3日から12月31日までに初めて国民年金保険料を納付された方に、確定申告等で必要となる社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が日本年金機構から2月上旬に発送されます。

確定申告の際は、この証明書または領収書を添付してください。なお、ご家族の保険料を納付された場合でも、社会保険料控除に加えることができます。

【問】 札幌北年金事務所（☎011-717-4115）、

【社会保険料控除証明書】

ねんきん加入者ダイヤル

（☎0570-003-004）



ねんきんネット 日本年金機構HP

広告

広告

広告

デジタル行政サービスについてのアンケート

デジタル行政サービスとしてご利用いただいている「リモート相談窓口」と「コンビニ交付サービス」について、サービスの満足度を調査する簡単なアンケートを実施しています。

アンケートは、下記の URL または QR コードから回答ができます。今後のデジタル行政サービスの改善に向けて、ぜひ、アンケートへのご協力をお願いします。

アンケート URL

<https://www.harp.lg.jp/C4jQ87m9>



コンビニ交付サービスの概要

<https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/soshiki/zyumin/43278.html>



当別町 HP

リモート相談窓口の概要

<https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/soshiki/ict/43591.html>



当別町 HP

問 デジタル都市推進課デジタル都市推進係 (☎ 23 - 3767)

自動運転バスの実証運行を実施します (冬期)

JR ロイズタウン駅周辺において、積雪時の運行状況の確認や課題抽出のため、冬期間の自動運転バスの実証運行を実施します。

なお、冬期の実証は、一般の方はご乗車いただけません。

期間 1月30日(火)～2月3日(土) **場所** JR ロイズタウン駅からロイズタウン工場 **注意** 安全運行を徹底しますが、低速での走行になることや急停車をする場合がありますので、ご了承ください。

問 事業推進課事業推進係 (☎ 23 - 3198)

2024 年中の延滞金の割合

2月29日は、国民健康保険税(第8期分)の納期限です。

納期限までに納付しないと、以下の延滞金がかかる場合があります。

- ・納期限の翌日から1カ月を経過する日まで
2.4% (延滞金特例基準割合 + 1.0%)
- ・納期限の翌日から1カ月を経過した日以後
8.7% (延滞金特例基準割合 + 7.3%)

※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項の規定に基づき財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合のことです。

問 税務課納税係 (☎ 23 - 2341)

広 告

広 告

広 告

お知らせ

貯水槽は定期清掃・水質検査が必要です

ビルやマンションなどの「貯水槽水道」の管理は設置者が行わなければなりません。

【貯水槽水道の種類】

①簡易専用水道

貯水槽の有効容量が10^mを超えるもの

②小規模貯水槽水道

貯水槽の有効容量が10^m以下のもの

【簡易専用水道・小規模貯水槽水道の管理】

簡易専用水道・小規模貯水槽水道の設置者は、水道法または条例により、専門業者による貯水槽の点検・清掃と厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による法定検査を、1年以内ごとに1回、定期的に行うことが義務付けられています。

問 上下水道課業務係（☎22 - 2411）

汲み取り式トイレを使用する際のお願い

し尿の汲み取りの際にトイレットペーパー以外の異物（おむつ・生理用品・布等）が混入していることがあります。

収集車や処理場の故障の原因となり施設が停止する恐れがありますので、汲み取りの便槽や浄化槽にはトイレットペーパー以外のものは流さないようご協力をお願いします。

問 環境生活課環境対策係（☎23 - 2503）

アライグマによる農作物等の被害対策

近年、外来生物のアライグマによる農作物等への被害が増加しています。被害を防止するには、地域全体でアライグマの駆除を行う必要があるため、希望者には捕獲用の箱わなを貸し出しています。箱わなを設置するには、町が随時実施する「防除に関する講習会」を受講し、防除従事者として登録する必要があります。

問 農務課農務係（☎23 - 3091）



初心者のためのミニバレー交流会を開催

日程 2月17日（土）8時45分受付、9時30分競技開始 **場所** 総合体育館 **対象** 町内在住者、勤務先が町内の方 **種目** ①一般混成の部（女性1名を含む）②一般女子の部 ③スーパーシニアの部（60歳以上。50代1名は可）すべて1チーム4名でゲームを行う。（6名まで登録可、ミニバレー協会登録者は1チーム1名までの登録。） **料金** 2,000円（保険料含） **申込** 総合体育館・西当別コミセンに備え付けの申込書に必要事項を記入のうえ、参加料を添えて2月7日までに提出ください。※受付は平日の17時まで。 **問** NPO法人ふれ・スポ・とうべつ事務局（総合体育館内・☎22 - 3833/FAX22 - 3832）

広 告

広 告

広 告